



超私の奉仕

本 庄

ロータリークラブ会報

NO 43-32 第2091回 例会 3月 9日 2006年 3月16日 発行
2005～2006 年度国際ロータリー会長 カール・ヴィルヘルム・ステンハマー 第2570地区ガバナー 野中弘之
会長/野村正行 会長エレクト/渋谷修身 副会長/武井包光 副会長/中村 孝 幹事/温井一英

卓 話

「裁判員制度について」
さいたま地方検察庁 熊谷支部 支部長
検事 杉山茂久 様

進 行 斉藤清一 SAA チーフ
点 鐘 午後12時30分 野村正行 会長
ソング 「我等の生業」
来訪者 さいたま地方検察庁 熊谷支部
支部長 検事 杉山茂久 様
庶務係長 柴田昌彦 様

【会長の時間】 野村正行 会長



かつてより本日の卓話依頼をお願いしていました、さいたま地方検察庁熊谷支部長の検事杉山茂久様をご紹介します。そして随員として見えられました検察事務官の柴田昌彦様でございます。杉山検事様には、司法の仕事にお忙しい中本庄ロータリークラブによろしくお出で下さいました。心より感謝申し上げます。これから卓話を頂くのですが、この機会は春山茂之会員を通じてお話がありましてお願いをすることになった次第です。この様な事で当クラブに法曹三者であります検察より来話して頂くことは、めったにないことでありましてクラブとして非常に名誉のことで全会員の喜びとするもので宜しくお願い申し上げます。卓話のテーマは、「裁判員制度について」であります。この

法律は2009年に導入される事で刑事裁判に国民が参加する制度でありまして、折角の機会ですので皆さん良く理解するようお願い致します。

次に3月7日開催された国際ロータリー第2570地区職業奉仕部門グループ別研修会に出席されました笠原 勝職業奉仕委員長には大変ご苦労様でした。その成果の報告をお願い致します。

連絡事項

- ・本年8月来日希望学生ナターリア シルバさんの受け入れ手続きについてスポンサークラブへの関連書類の手続きを完了し、今日送付します。留学生として受け入れ入学は、2006年9月1日付で埼玉県立本庄高等学校普通科第2学年聴講生として入学許可する証明です。
- ・2月27日付で地区青少年交換委員会より、地区大会における青少年プログラム連絡用MLについての書面が参っています。主旨については、今年地区大会青少年プログラム企画検討中として壇上に登る青少年達と事前に連絡等を電子メールによりメーリングリストを行う考えであること、クラブがスポンサーした学生達をMLに登録し各担当者達と直接メールで遣り取りする事で了承を求めたいとのお願いです。メーリングリスト運用期間は、2月下旬より4月末日までとなっています。
- ・3月吉日付で国際ロータリー第2570地区2005～06年度地区大会ガバナー表彰についての書面が参っています。対象は、「超私の奉仕」を実践しているクラブ会員で各グループより1名とし、会長よりグループガバナー補佐に推薦書を提出し、補佐はグループより1名選考しガバナーに報告する。締切りは3月20日補佐に必着する内容です。各委員会で検討したいと思います。
- ・3月吉日付で本庄商工会議所会頭より平成18年学卒者就職激励会開催の案内が参っています。日時 平成18年4月7日(金)午後2時
場所 本庄商工会議所大ホール
出欠の報告は3月17日(金)までのことですが、すでに報告済みです。

〔幹事報告〕

温井一英 幹事



- ・地区大会の案内を皆様へFAX致します。出席される方は出席委員会の方に報告して下さい。
- ・学友会ニュースが届いていまして、今回は秩父RC推薦の宮澤直美さんの報告です。回覧しますのでご覧になって下さい。
- ・本庄市ボランティアグループより3月定例会の案内が届いています。社会奉仕委員長にお願いしてあります。
- ・「ロータリー情報集」の発行のご案内と申し込みが届いています。内容は2004年規定審議会、RI理事会、ロータリー財団管理委員会最新の改正内容を盛り込んだ情報集という事です。
- ・4月16日の地区大会件のですが、出席者は出来るだけ車の乗り合わせをお願いします。また、自分の出席方法を茂木 聡出席委員長まで報告してください。宜しくお願いします。
- ・3月23日は休会です。案内を出しますが、くれぐれもお間違いないようお願いします。

ニケーションセンター4Fで行われました。参加者は第4グループの会長、職業奉仕委員長、次年度職業奉仕委員長でした。職業奉仕は非常に難しいという事で、ビデオを見ながら浅田職業奉仕部門委員長より説明を頂きました。

また、1月20日までに地区の全クラブ(56クラブ)に活動報告提出の依頼があり私も資料を出しました。そして、提出された資料を浅田職業奉仕部門委員長がまとめましたのが『2005～06年度職業奉仕月間(第1グループ～第5グループ)クラブ活動実態』です。これを読んで頂くと職業奉仕がどのような活動をしているかとても良く分かります。その資料を回覧しますのでご覧になって下さい。

〔ニコニコボックス〕 五十嵐敦子 委員



(順不同・敬省略)

地方検察庁 熊谷支部 支部長検事 杉山茂久 様
本日は卓話でお世話になります。

お礼の挨拶

黒岩三雄 会員



去る昨年9月20日～10月30日まで群大の眼科と内科に入院加療をして無事元気に成りました。クラブからお見舞いを賜りありがとうございます。

石原 修

5月18日(木)春の親睦旅行の出席宜しくお願いします。

笠原 勝

3/6号の『かわら版こだま』を30部持ってまいりました。持ち帰って読んで頂ければ幸いです。

飯塚明男

花粉症の季節です。予防・対策はきちんとしましょう。

戸谷清一

ケーブルテレビは街づくり「市議会生中継」がはじまります。6/16・6/17・6/20の3日間です。

〔委員会報告〕

★職業奉仕委員会

笠原 勝 委員長



皆さん今日は。3月7日に職業奉仕部門グループ別研修会が早稲田大学本庄キャンパスコミュ

本日は本庄RCへようこそいらっしゃいました
さいたま地方検察庁熊谷支部・支部長検事 杉山茂久様卓話よろしくお願ひいたします。

(同文にてご投入頂きました)

下山正男 春山茂之 岡崎正六 内野昭八郎
矢島淳一 中島高夫 武井包光 渋谷修身

橋本恒男 佐藤賀則 岩本英人 竹並栄一郎
田中 克 斉藤清一 沼田恵義 今泉憲治
石原輝弥 杉山淑子 塚越 茂 五十嵐敦子
野澤章夫 戸谷 丈 岩渕富男 中村 孝
野村正行

本日投入金額合計 31,000円

〔出席報告〕

塚越 茂 委員



会員数	出席免除 会員数	出席義務 会員数	出席 会員数	出席率
77名	7名	70名	45名	82.9%

メーキャップ数13枚

欠席届出者

岡芹正美 金子 弘 坂本雄一 高柳育行
立石秀寿 西村賢次 沼田恵義 町田国彦
福島文江 金井直樹 巴 高志

矢島淳一 プログラム委員長



皆さん今日は。プログラム委員会から本日の例会企画についてご案内致します。

本日の卓話は春山会員に大変お世話になりました。春山先生の所にお勤めの看護師さんのご主人様が検察庁に勤務されている関係でこの度の企画になりました。

杉山茂久様プロフィール

昭和54年4月 検事任官 東京地検

その後、横浜地検、釧路地検等を経て

平成9年12月 千葉地検特別刑事部長

平成13年 4月 宇都宮地検次席検事

〃 15年 4月 東京高検

〃 16年10月 さいたま地検熊谷支部長

それでは、杉山様ご講演宜しくお願い致します。

卓 話

「裁判員制度について」

さいたま地方検察庁 熊谷支部

支部長 検事 杉山茂久 様



皆さん、こんにちは。さいたま地方検察庁熊谷支部の支部長をしております杉山です。

本日は、このような席で「裁判員制度」を中心として若干の時間、お話しする機会を与えていただきましたことを感謝しております。

私は、一昨年9月30日付けで東京高等検察庁から当支部の支部長に配置換えとなりました。熊谷支部に着任してみますと大変事件が多く、日々事件の処理に忙殺されております。

裁判員制度につきましては、皆さんもご承知かと思われませんが、平成21年5月までに裁判官と一般市民の中から選ばれた裁判員とで裁判を行う「裁判員制度」がスタートすることとなっております。

どのような事件を裁判員が審理するか、どのような手続きで裁判員が選出されるかといった制度の仕組みについては、後にお話ししたいと思います。

その前に、どうしてこのような制度が考えられてきたのか、その背景について私自身の考え、感想といったものも交えてまずお話ししてみようと思います。

その一つには我が国における構造改革の大きな流れがあります。いわゆる官から民への流れ、中央集中から地方分権へといった流れです。この流れの中において司法、刑事司法といった分野も例外ではいられない状況になってきました。構造改革の一つに規制緩和と言うことがあります。例えば、お酒の販売を例にとれば最近コンビニエンスストアでもお酒を買うことができます。以前は、お酒を売る店は許可が厳しく、限られた業者しか販売できませんでした。その時は、未成年者には販売しない安心した業者だけに許可を与えていたのが実情です。この時は、事前に事業活動を規制をして違法行為を抑止していたといえます。しかし、誰でも販売できるとなると、この事前規制ができなくなります。しかし、違法行為を放置することはできませんから事後的に取締をする、いわゆる事後規制をすることが必要となります。このような事前規制が撤廃される分野が拡大してまいりました。事前規制よりも事後規制は人手がいります。その結果、これまでの法曹人口

でいいのか、といった問題が起こりまして、司法サービスを国民に広く届けるためには弁護士等の法曹をもっと増加させるべきだという意見が出てきました。そこで、この点については、法科大学院の新設、法曹人口の増加という施策が既に行われています。

また、最近、我が国の治安が悪くなったということをよく聞きますが、そのとおりだと思います。殺人事件でも複数の被害者を殺害するという事件が珍しくなくなりました。体感治安という言葉も聞かれるようになりました。安心して生活できない、大きな時代の流れを見てみますと、いまから10年ほど前から犯罪情勢が変化し始めたかなという気がします。

このような、犯罪情勢の中で、市民の中から、現在の裁判を見ていると刑罰が軽すぎるとかあるいは裁判が長期化しすぎるといった意見が沢山出てまいりました。

このような意見とともに、被害者の声をもっと大切にしようという意見も出てまいりまして、いくつかの被害者対策立法に結びつきました。このような声を先にお話しした構造改革の流れの中における刑事司法の改革の中でどのように生かすか議論された結果、市民の声を直接裁判の場に反映させたらどうだろうかという意見となり、裁判員制度という新しい制度に集約されていったのです。

この背景としては、同時に治安あるいは犯罪の被害防止を警察等の機関に任せきりにしていいのだろうか、自分たちも犯罪のこと、裁判のことを考えてみようではないかという意識が芽生えてきたことも影響しているのではないかと個人的には考えています。

刑罰もっと広く法律がなぜ我々の社会に必要かという点を考えてみましょう。小さなコミュニティがあり、そのなかで人々が他のコミュニティとなんら交渉しないで生きていくことができたならば、その集団だけの約束事を集団の構成員が知っていれば足りたのです。例えば、他人の財物を盗んだものは尻を鞭で100回打つという約束事が皆知っていれば、文字で書かれた法律は必要なかったのです。他のコミュニティと交わる必要が出てくると、それぞれの集団で取り決められている基準が違うことから、この違う基準を事前に統一しておく必要が出てくるのです。共通の言葉を用意する必要があるということです。一人の人間が所属する集団が多ければ多いほど事前に利害関係を調整しておく必要があります、その意味で、社会の構造が複雑化するに従い法律も沢山作らざるを得なくなるわけです。同時に、ずっと昔は村の長老が法律そのものであり、警察官から裁判官までの役割を兼ねていたところ、構成員が多くなり、構成員の仕事も多様化すると悪いことをした人間を逮捕する専門の人間が必要になる、同様に裁判官も必要だということになってくる。本来は、集団の構成員が一人一人持っていた権利、

コミュニティの安全と平穏を破った者に対し罰を与えることによって、その安全と平穏を回復するという権利、この権利を警察官に、検察官に、裁判官に委任しようということから、警察官や裁判官が生まれたのです。

このような歴史を頭の隅に置いていただいて、裁判員制度を考えてみていただきたいと思います。裁判員制度の意義は、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることによって、国民の司法に対する理解が深まり、司法がより国民的な基盤を得ることが出来るようにしようという点にあります。制度を離れて裁判という行為そのものを考えていただければ、先にもお話ししましたようにコミュニティにおける個々の構成員が自前で行っていたものであります。ですから、国民が裁判に参加することは当然の権利であったのです。参加の仕方が、現在は国民を代表する検察官、裁判官、弁護士が事実上裁判を行っており、参加が間接的であるということです。

国民が直接裁判に参加する、これが新しい制度ですね。裁判官と一般の市民が一緒に審理をして判決を言い渡す。事実認定、すなわち有罪か無罪か、死刑か無期懲役かという量刑について裁判員となった者と裁判官とが同じ立場で考えて、結論を出すという制度です。国民が、裁判員となって裁判官と同じ視線で刑事事件を考えることによって、刑事司法への理解を深めてもらうことに意義があります。刑事裁判に関与することによって、犯罪がコミュニティにとって、いかにマイナス要因となっているか、被害者ばかりではなく犯罪を取り巻く多くの人々に不安を与え、脅威となっているか。犯罪の発生で失われたコミュニティの安全と自由に対する信頼を回復するためには多大にコストがかかり、これが最終的には市民の負担となっていることを理解してもらうことが大切と思っています。

裁判員制度の大枠は、本日配布してあります「裁判員制度が始まります」というパンフレットに書かれていますから読んでいただければ概要は理解いただけると思います。

その概要をお話しすれば次のとおりです。この制度は、原則として、国民の中から無作為に抽出された6名の裁判員が3名の裁判官と一緒に裁判を行う制度です。（裁判官1人と裁判員4人で審理する事件もある。）アメリカでの陪審制度と違うのは、事実認定について陪審員だけが関与して判断するのではなく、裁判員と裁判官の合議によって判断する、量刑についても裁判官だけでなく裁判員も合議に加わる点です。そして、合議の結果が多数決で決められますが、その多数意見の中には必ず一人以上の裁判官が含まれていなければならないこととなっています。ですから、裁判員6名が無罪と考えても裁判官3名が有罪の意見であったならば合議は成立しません。無罪と信じる裁判員は有罪意見の裁判官を説得して少

なくとも一人以上の裁判官を無罪意見に変える必要があります。この点が裁判員制度の大きな特徴となっています。

そして、この裁判員は、選挙人名簿の登録者の中から「くじ引き」で選ばれます。勿論、検察官とか事件の被害者や親族など欠格事由といって裁判員になることができない人もいますが、基本的に選挙権を有する国民全てが裁判員となる可能性を持っています。具体的には、各地方裁判所において前年の裁判員裁判の対象事件を根拠として翌年の対象事件の数を予測し、一件について100名の裁判員候補者を選挙管理委員会が無作為に選定してもらいます。100件の事件が予定していると1万人（100名という人数については予定であり流動的で最終的には決定されていません。）の名簿が裁判所に届きます。この名簿の中から裁判所は、その年の最初の事件について、まず100名を選定し、この中から裁判員候補者と裁判官が面接して裁判員としてふさわしい者を6名選定することとなります。

次に、どのような事件を裁判員が審理するかといいますと、殺人、傷害致死、現住建造物放火、危険運転致死等の死刑又は無期の懲役・禁固に当たる罪及び故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件が対象となっています。そして、その数は、年間やく3000件程度全国であるとされています。社会において重大かつ重要な事件はここに上げてある事件以外にもあります。例えば、多額詐欺事件や背任、贈収賄事件等沢山ありますが、一般市民にとって判断が比較的容易と思われる事件、凶器等の客観的な証拠がある事件、あるいは証人の証言が証拠となる事件が選別されたものと考えています。

また、裁判員が具体的に何をするかといいますと、公判、裁判ですね、ここに裁判官と一緒に出席して、証拠調べを行い、有罪・無罪の評決に参加し、裁判長が判決を言渡すことによって裁判員としての役割が終わることとなっています。その際、裁判員は、有罪か無罪かの判断について裁判官と同じ1票を与えられている、同じ権限が与えられていることに注目していただきたいと思います。評決については先に説明したとおりであります。

このパンフレットを見ていただければ判りますが、裁判員となることができない人について、あるいは裁判員を辞退できる人についても説明がありますのでお読みいただければと思います。

裁判員制度の概要は以上のとおりですが、このような制度が必要とされてきた背景について今日は、少し私自身の個人的な考えも交えてお話ししました。新しい制度でいまだ国民に深く理解してもらえていない面もあると思います。検察庁ばかりでなく裁判所、弁護士会もこの制度を国民に理解していただくために現在努力しているところでもあります。今後も皆様のご協力をお願いしたいと思います。

同時に、刑事裁判をもっと市民に身近に感じてもらいたい、市民の新鮮な感覚が裁判に生かされること、これがコミュニティの安全と自由をその構成員に考えてもらう契機となると思いますという点を指摘して私の話を終わらせていただきます。



杉山様と野村会長

広聴広報委員会 中島高夫・杉山淑子・岩本英人・笠原 勝・西村賢次

■例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
■事務所 埼玉グランドホテル本庄 700 号
〒367-0041 本庄市駅南 2-2-1
TEL 0495-22-7522 FAX 0495-22-3571

■例会場 埼玉グランドホテル本庄
E メール honjorc@themis.ocn.ne.jp
ホームページ
<http://www.globals.jp/hp/HRotary/index.html>

